

公 告

分任契約担当官
自衛隊旭川地方協力本部長
松坂 仁志

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6M1B1EN00340		6M1B1C70018 0001								
品 名 または 件名										
第 2 回大型自動車第 2 種										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
予定数量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
7.00	PS									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
現 地				現 地						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
現 地				令和8年10月21日（水）～令和8年12月3日（木）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がB、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

自衛隊旭川地方協力本部入札場所及び北部方面会計隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年9月17日（木）14時30分 旭川地方協力本部会議室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - イ 令和7，8，9全省庁統一資格申請において「役務の提供」の「B」「C」「D」等級の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者であること。
 - ウ 「入札及び契約心得」を確認して所要の処置を講じている者
 - エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - オ 下記の「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (2) 保証金等に関する事項
- ア 入札保証金は免除とするが、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
 - イ 契約保証金は免除とするが、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (3) 入札の無効
- ア 第1項で示した競争参加に必要な資格がない者の入札
 - イ 入札に関する条項に違反した入札
 - ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
 - エ 電報・電話・FAXによる入札
 - オ 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (4) 契約書の作成
- 落札者は落札決定後遅滞なく陸上自衛隊「駐屯地標準契約書」の様式により契約書を作成する。ただし、契約金額が100万円を超えない場合は省略する。

- (5) 適用する契約条項
駐屯地標準契約書「役務請負契約条項」、「単価契約に関する特約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」
- (6) 落札決定方式
当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (7) その他
- ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札に参加する者は、資格審査結果通知書（写）を提出すること。
- エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する場合は、示された場所において「入札及び契約心得」を確認し、入札書へ所要の事項を記載する。
- カ 郵便による入札を認める。この際封筒に「入札件名」を明記し、資格審査結果通知（写）を同封し、令和8年9月16日（水）17時00分まで自衛隊旭川地方協力本部 総務課へ必着とし、その際は電話にて担当者に到達確認を行うこと。
- キ 再度の入札は、次のとおり
令和8年9月18日（金） 14時00分 会議室（2F）
※郵便による場合は当日09時30分必着
- ク 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。
- ケ 入札及び規格等に関する事項の問い合わせ先
自衛隊旭川地方協力本部 総務課（担当：神田）
電話：0166-51-6060（内線：3492）
- (8) 公告揭示場所及び期間
- ア 揭示場所：自衛隊旭川地方協力本部
北部方面会計隊ホームページ<http://www.mod.go.jp/gsdf.nae/fin/>
- イ 揭示期間：令和8年9月4日（金）～令和8年9月17日（木）

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

部外技能訓練 (第2回大型自動車第2種)	仕 様 書 番 号	
	作 成	令和8年 9月 1日
	変 更	年 月 日
	作成部隊名	自衛隊旭川地方協力本部

1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊旭川地方協力本部が実施する部外技能訓練（第2回大型自動車第2種）について規定する。

2 実施要領

定年退職予定自衛官及び任期制退職予定自衛官を対象として、大型自動車第2種の免許を取得するために必要な技能講習を実施する。

(1) 講習期間

令和8年10月21日（水）から同年12月3日（木）

(2) 講習時間

午前8時30分から午後5時00分を基準とする。

(3) 講習実施場所

公安委員会指定自動車教習所（車両移動により60分以内で移動可能な場所とする。）

(4) 受講人員数

7名

(5) 受講資格

大型自動車第1種運転免許を保有し、大型自動車第2種運転免許未保有の者

3 技能講習費用等

(1) 大型自動車第2種の免許を取得するために必要な講習費用及び諸経費等を含めた単価とする。

(2) 教習所が規定する施設維持費、入学金等は1時間単価に含むものとし、前記金額のほかに別途費用は発生しないものとする。

(3) 技能補習料金及び補習に係る検定料についても、前記金額のほかに別途費用は発生しないものとする。

(4) 事故等のため、受講人員が減ずる場合は前記金額より金額を減ずる。

4 移 動

講習開始時及び終了時、旭川駐屯地と教習所間の送迎を行うものとする。

5 提出書類

官側と契約を締結した相手方は、教習開始前に教習のカリキュラムを官側に提出すること。

6 本仕様書に定めがない事項、又は本仕様書に疑義が生じた場合には、協議の上、決定するものとする。